

会議録（１）

会議の名称	平成 29 年度第 3 回飯能市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成 30 年 2 月 7 日（水） 開会 午後 1 時 30 分 閉会 午後 3 時 15 分
開催場所	飯能市役所 501 会議室
議長氏名	野口 秀夫
出席委員	野口 秀夫 内沼 正實 杉嶋 康子 中村 光子 小島 啓子 石井 道夫 増島 宏徳 土屋 崇 青鹿 昌純 福島 毅 前田 悦子 島田 利二 浅見 春江
欠席委員	山影 祥子 吉田 勝紀
説明者の職氏名	飯能市長 大久保 勝 健康福祉部長 島田 茂 健康福祉部参事兼保険年金課長 田中 雅夫 保険年金課医療政策室長 生井 隆 保険年金課主幹 加藤 かおり 健康づくり支援課主査 山本 賢
傍聴者の数	2 人
会議次第	別紙のとおり
配付資料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	健康福祉部長 島田 茂 健康福祉部参事兼保険年金課長 田中 雅夫 保険年金課医療政策室長 生井 隆 保険年金課主幹 加藤 かおり 保険年金課主査 諸井 涼子 南高麗診療所事務長 大澤 淳一 名栗診療所事務長 石井 久男 健康づくり支援課主査 山本 賢 健康づくり支援課主査 吉山 博樹 保険年金課医療政策室主査 渡邊倫生 保険年金課主任 青山 秀子 保険年金課主事 石田修一

会議録（２）

議事録の概要（経過）・決定事項

○協議事項

- （１）平成 29 年度飯能市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案について
- （２）飯能市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について
- （３）飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）等について
- （４）平成 30 年度飯能市国民健康保険特別会計予算（案）について
 - ・（１）～（４）については、原案のとおり承認する。
- （５）飯能市国民健康保険赤字解消計画について
 - ・事務局において、計画書（案）を作成した上で、各委員に送付する。意見のある委員は、期限までに書面等で連絡し、その後、事務局で修正したものを県に提出することに承認する。
- （６）第 2 期飯能市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・第 3 期飯能市国民健康保険特定健康診査等実施計画（案）について
 - ・計画書（案）に意見のある方は、2 月 20 日までに事務局に書面等で連絡し、その後、事務局で修正することに承認する。

○その他

- ・任期満了に伴い、会長及び会長職務代理者の選挙を行い、会長に野口秀夫委員、会長職務代理者に内沼正實委員が選任された。

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
保険年金課主幹	開会 13:30 <p>本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまから平成 29 年度第 3 回飯能市国民健康保険運営協議会を開会させていただきます。</p> <p>国民健康保険運営協議会委員の任期が、昨年12月31日をもちまして満了したことに伴い、本年 1 月 1 日付けで再任又は新任のお引き受けをいただいております。</p> <p>ここで、委員の皆様は、大久保市長より委嘱状を交付させていただきます。</p>
市長	（委嘱状交付）
保険年金課主幹	委員委嘱後初めての会議ですので、ここで委員の方にお一言ずつ自己紹介をお願いしたいと存じます。
各委員	（全委員の自己紹介）
保険年金課主幹	ありがとうございました。 続きまして、大久保市長よりごあいさつを申し上げます。
市長	——市長あいさつ——
保険年金課主幹	ありがとうございました。 ここで、改めて職員の紹介をさせていただきます。
部課長	（健康福祉部長、参事兼保険年金課長、医療政策室長自己紹介）
保険年金課主幹	続きまして、任期満了に伴い、会長及び会長職務代理者が決まっておりますので、ただいまから選挙をお願いいたします。

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
保険年金課主幹	<p>国民健康保険法施行令第5条により、公益を代表する3号委員の中から選挙することになっております。</p> <p>会長が決まるまでの間、市長に座長になっていただきたいと思います。</p>
市長	<p>それでは、しばらくの間座長を務めさせていただきます。</p> <p>会長及び職務代理者を3号委員の中から選挙することになっておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p style="text-align: center;">（選挙）</p> <p>ただ今、3号委員におかれましては、別室で互選が行われました。結果については、健康福祉部長から発表します。</p>
健康福祉部長	<p>協議結果について報告します。</p> <p>会長に野口委員、会長職務代理者に内沼委員と内定しました。以上でございます。</p>
市長	<p>ただ今の発表のとおり、お2人に会長並びに会長職務代理者をお願いすることにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声）</p>
市長	<p>異議なしと認め、会長に野口委員、会長職務代理者に内沼委員と決定しました。</p> <p>以上で座長の任を解かせていただきます。</p>

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
保険年金課主幹	ありがとうございました。それでは、会長及び会長職務代理者から、ごあいさつをお願いいたします。
会長	———会長あいさつ———
会長職務代理者	———会長職務代理者あいさつ———
保険年金課主幹	それでは、協議事項に入らせていただきます。規則にしたがいまして、会長に議長となつていただきますので、よろしくをお願いいたします。
会長	<p>しばらくの間、議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。それでは、協議事項に入ります。</p> <p>はじめに、「(1)平成 29 年度飯能市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)案について」を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
健康福祉部参事 医療政策室長	<p>——— 別紙により説明 ———</p> <p>——— 別紙により説明 ———</p>
会長	<p>説明は以上です。</p> <p>補正予算の内容は、事業勘定は歳出の共同事業拠出金の減額とそれに伴う歳入の交付金の減額、診療所勘定は歳出の人件費の増額とそれに伴う歳入の繰入金の増額ということですので、質疑を省略し、お諮りいたします。</p> <p>「平成 29 年度飯能市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)案について」は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
会長	「異議なし」とのことですので、「平成 29 年度飯能市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)案について」は、原案のとおり承認することといたします。

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
会長	<p>それでは、次の協議事項に入ります。</p> <p>「（2）飯能市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について」を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
健康福祉部参事	<p>————— 別紙により説明 —————</p>
会長	<p>国民健康保険法の一部が改正されたことに伴う、国民健康保険運営協議会に係る規定の整理ということで、質疑を省略し、お諮りいたします。</p> <p>「飯能市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について」は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
会長	<p>「異議なし」とのことですので、「飯能市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について」は、原案のとおり承認することといたします。</p>
会長	<p>それでは、次の協議事項に入ります。</p> <p>「（3）飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）等について」を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
健康福祉部参事	<p>————— 別紙により説明 —————</p>
会長	<p>説明は以上です。これより質疑に入ります。</p> <p>質疑はございますか。</p>

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
委員	賦課限度額に達する対象者で、土地の売買等で単年度だけ対象となる人数はどのくらいですか。
健康福祉部参事	賦課限度額に達する対象者数は、少しお時間をいただきたいと思います。また、土地の売買等で単年度だけ対象となる人数については、把握はしていません。
会長	賦課限度額に達する対象者数は、次回の会議で報告していただくこととします。 他に質疑はございますか。 (「なし」の声あり)
会長	質疑がないようですので、お諮りいたします。 「飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）等について」は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
会長	「異議なし」とのことですので、「飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）等について」は、原案のとおり承認することといたします。
会長	それでは、次の協議事項に入ります。 「(4) 平成 30 年度飯能市国民健康保険特別会計予算（案）について」を議題といたします。 それでは、事務局の説明を求めます。
健康福祉部参事 医療政策室長	———— 別紙により説明 ———— ———— 別紙により説明 ————

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
会長	説明は以上です。これより質疑に入ります。 質疑はございますか。
委員	平成 30 年度から国民健康保険が広域化されることで、飯能市としてのメリットはありますか。
健康福祉部参事	平成 30 年度から国民健康保険は広域化され、県との共同運営という形になります。県から市町村ごとに国民健康保険事業費納付金が示されて、納付金を県に納める一方、保険給付費にかかる費用については、保険給付費等交付金として県から交付されます。今まで、市町村が単独で運営している場合は、急激に医療費が伸びた場合、その財源をどのように賄うかといった問題がありましたが、平成 30 年度以降は、国民健康保険事業費納付金の額は毎年度変更されることになり、医療費の伸びに対する心配が無くなりますので、安定した運営が出来るようになります。
委員	医療費が予算よりも伸びてしまった場合、国民健康保険事業費納付金の請求額が年度の途中で、増額されることはありませんか。
健康福祉部参事	ここで、平成 30 年度の国民健康保険事業費納付金の本算定結果が示されましたが、この額から変更になることはありません。平成 31 年度以降については、医療費や被保険者数の伸び等により、納付金の額は変更となります。
委員	県支出金の中に特別交付金というものがありますが、特定健診の成績がよいことで、どのくらい交付されますか。
健康福祉部参事	県支出金の特別交付金の中の保険者努力支援分交付金につきましては、平成 30 年度の予算では 3,540 万円となります。

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
委員	両診療所とも平成 29 年度当初予算より額が減額となっていますが、どのような理由ですか。予算編成の方法と併せて説明をお願いします。
医療政策室長	<p>両診療所ともに当初予算の歳出は平成 29 年度と比較して減額となっております。ジェネリック医薬品の使用拡大に伴う医薬材料費の減額や、平成 29 年度に計上していた修繕費や備品購入費用を平成 30 年度は計上していないことなどの理由で歳出全体が減額となっております。</p> <p>歳入の診療収入等につきましては、平成 28 年度の実績及び平成 29 年度の状況を踏まえて、予算を計上しております。歳出と歳入をそれぞれ算出し、歳入が不足する分を一般会計繰入金で補い、歳入と歳出の額が等しくなるという形になっております。</p>
委員	診療所の運営については苦労があると思いますが、できるだけ診療収入は確保していただきたいと思っておりますが、いかがですか。
医療政策室長	両診療所ともに、それぞれ地区行政センターだよりに予防接種や健診の実施などの記事を掲載し、地区の皆様への PR に努めております。最近では予防接種や健診に対する意識の高まりもあり、そちらの部分での収入も確保する努力をしており、今後も引き続き収入の確保に努めていきたいと考えております。
委員	名栗診療所の出入口の自動ドアが故障しており、高齢の方が開け閉めする際に問題があると思います。新年度、修繕の予定はありますか。
医療政策室長	委員お質しのとおり、現在自動ドアが故障している状況です。外側のドアが自動ドアとなっており、故障して開け閉めする際に重くなっておりますので、修繕を依頼しているところであります。出入口には外側と

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
委員	<p>内側のドアがありますが、内側のドアは元々手動となっており、寒さ対策という部分も踏まえて今後は外側のドアも手動での対応とすることを予定しております。</p> <p>手動ということは現在のドアをあのまま手動にするということでしょうか。実際に開け閉めしたところ重くて開閉しづらかったのですが、いかがでしょうか。</p>
医療政策室長	<p>現在は自動ドアが故障しているため、普通のドアよりも実際に重くなっております。修繕で手動にする際には、取っ手を付けて軽く開け閉めできるようになると考えております。</p>
委員	<p>高齢者の方にはきつそうな状況に気付きましたので、是非早めの修繕をお願いします。</p>
会長	<p>他に質疑はございますか。</p> <p>質疑が無いようですので、「平成 30 年度飯能市国民健康保険特別会計予算（案）について」は、原案のとおり承認することでご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
会長	<p>「異議なし」とのことですので、「平成 30 年度飯能市国民健康保険特別会計予算（案）について」は、原案のとおり承認することといたします。</p>
会長	<p>それでは、次の協議事項に入ります。「（5）飯能市国民健康保険赤字解消計画について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
健康福祉部参事	<p>————— 別紙により説明 —————</p>

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
会長	赤字解消計画は、大変重要な事項ですので、事務局において計画書(案)を作成した上で、各委員に送付してもらい、意見のある方は書面で提出してもらおう形、あるいはもう一度協議会を開催する方法がありますが、いかがでしょうか。
委員	赤字解消計画は大変大きなテーマであると思います。県からの提示がまだないということですが、3月末には県へ提出ということなので、市としておおまかな素案は用意してあるのでしょうか。
健康福祉部参事	<p>赤字解消計画は、当初は平成29年6月に市町村が作成する方向で国が調整しているとのことでしたが、国からの通知がまだ届いていません。国は、これまでも国民健康保険財政を安定化させるために赤字を解消する努力をしてくださいということをおっしゃっていました。</p> <p>赤字解消のために、一般的に法定外繰入金によって、歳入歳出の収支を合わせています。この法定外繰入金を解消するということになりますが、法定外繰入金のすべてが赤字となるわけではありません。例えば、決算補填等目的の法定外繰入金は赤字とみなしますが、特定健診等の保健事業にかかるものは赤字とはみなしません。</p> <p>飯能市の平成28年度の決算で見ますと、1人当たり約15,000円の法定外繰入がありますが、そのうち保健事業を赤字とみなさない場合、1人当たりの法定外繰入れは約1万円となります。赤字解消計画では平成28年度決算での赤字を6年間でどのように解消していくのかを記載することになります。赤字のある市町村は、すべて作成することになります。</p> <p>飯能市としましては、どのような取組を行い、どのように赤字を解消していくのかを計画に位置付けることとなります。取組には、特定健診の受診率を上げることによって、医療費の適正化を図ること、また収納率を上げるといったことなどが考えられます。また、1人あたりの医療費は、県平均より高くなっていますが、前期高齢者の割合が高いため、国民健康保険事業費納付金の額が抑えられていること等、飯能市の特性も考慮する必要があります。</p>

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
委員	赤字解消計画を作るにあたっては、人口の問題や高齢化の問題、その他様々な要素があると思いますので、細部にわたって検討していただきたいと思います。
会長	協議会の了承を得ないと作成できないわけではないので、皆さんの意見は、8月の運営協議会の時に具体的に示してもらおうという方法もあると思いますが、事務局としてはいかがですか。
健康福祉部参事	事務局で「案」を作成して、各委員に意見をいただいた上で県に提出させていただきたいと考えます。
委員	赤字解消計画の計画期間となる6年間には、医療費にとっても、大きな変化があると思います。高額な薬物の治療が主体になってきているので、それを鑑みて6年間の計画を作成しなければならぬと思います。
健康福祉部参事	診療報酬の伸びと加入者の人数、年齢構成等を考慮して計画を作成します。一度作成したら、変更ができないということではありませんので、必要に応じて見直しをさせていただければと思います。
会長	<p>本案については、事務局で案を作成し、意見がある委員は意見書等を提出し、その後、事務局で修正したものを県へ提出するというところでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
会長	異議なしということですので、「（5）飯能市国民健康保険赤字解消計画について」は、事務局の案のとおり承認することとします。
会長	<p>それでは、次の協議事項に入ります。</p> <p>「（6）第2期飯能市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・第3期飯能市国民健康保険特定健康診査等実施計画（案）につい</p>

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
<p>健康福祉部参事 健康づくり支援 課主査 会長</p>	<p>て」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">—— 別紙により説明 ——</p> <p style="text-align: center;">—— 別紙「飯能市健康のまちづくり計画」により説明 ——</p> <p>説明は以上です。これより質疑に入ります。 質疑はございますか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
<p>会長</p>	<p>質疑がないようですので、「第2期飯能市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・第3期飯能市国民健康保険特定健康診査等実施計画（案）について」は、事務局の説明のとおり、今後、埼玉県国民健康保険団体連合会の指導があるということなので、その指導に従い、修正すべきところは手直しをしていただき、3月末に策定するという事で承認することに、ご異議ございませんか。なお、計画をご覧いただき、ご意見のある方は、2月20日までに事務局へご提出ください。</p>
<p>保険年金課主幹</p>	<p>本日の協議事項は以上となりますので、議長の任を降ろさせていただきます。委員の皆様には、ご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>会長、ありがとうございました。</p> <p>続きまして、次第の「7報告事項」ですが、(1)、(2)につきましては、先ほどご説明させていただいたとおりでございます。委員の皆様から、他に何かございますか。</p> <p>ないようですので、本日の案件は以上とさせていただきますと思います。</p> <p>それでは、最後に閉会の言葉を会長職務代理からお願いいたします。</p>

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
会長職務代理 保険年金課主幹	<p>(閉会の言葉)</p> <p>本日の会議は以上で終了させていただきます。</p> <p>委員の皆様には慎重にご審議いただきまして、ありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上で協議会を終了いたします。</p> <p>次回の会議は、平成30年8月上旬を予定しております。会議のご案内は、改めて郵送させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">閉会 15:15</p>
<p>議事の内容・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">議長の署名 _____</p>	

平成 29 年度 第 3 回飯能市国民健康保険運営協議会説明書

平成 30 年 2 月 7 日

協議事項

(1) 平成 29 年度飯能市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案

健康福祉部参事兼保険年金課長の田中と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、恐れ入りますが、着座にてご説明させていただきます。

協議事項（1）の平成 29 年度飯能市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案のうち、事業勘定分についてご説明いたします。南高麗診療所勘定及び名栗診療所勘定については、私からご説明した後、生井医療政策室長からご説明申し上げます。

青のインデックス 1「平成 29 年度 飯能市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案の概要」をご覧ください。これは、平成 30 年 3 月議会に上程いたします補正予算案になります。

3 月補正額の欄をご覧ください。歳入の補正は 2 つの款になります。7 款共同事業交付金は、保険財政共同安定化事業交付金を、見込みにより減額するものです。保険財政共同安定化事業とは、県内の市町村国保が医療費の実績などにより拠出金を出し合い、実際にかかった医療費の交付を受ける事業です。

9 款の繰入金は、法定内の繰入金であります保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金を補正し、収支状況を踏まえて、一般会計からの法定外繰入金を増額するものです。

2 ページの歳出をご覧ください。同じく、3 月補正額の欄をご覧ください。

歳出の補正は、7 款の共同事業拠出金のみとなります。

当初よりも、医療費が少なくなる見込みであることから、減額をするものです。

事業勘定の説明は以上となります。

なお、本日の協議事項、報告事項は、議会が始まります 2 月 23 日までは、取扱いにご留意くださいますようお願いいたします。

協議事項

(2) 飯能市国民健康保険条例の改正について

協議事項(2)の飯能市国民健康保険条例の改正についてご説明いたします。
青のインデックス2をご覧ください。

1の趣旨は、国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険運営協議会に係る規定を整理するものです。

2の主な内容ですが、国民健康保険法第11条に規定する国民健康保険運営協議会が国民健康保険事業の運営に関する協議会と改正されることから、法律で規定する協議会の名称を飯能市国民健康保険運営協議会とするものです。

説明は以上です。

協議事項

(3) 国民健康保険税及び国民健康保険財政調整基金について

協議事項(3)の国民健康保険税及び国民健康保険財政調整基金についてご説明いたします。

資料は青のインデックス3となりますが、報告事項等の(1)国民健康保険事業費納付金の本算定結果についても関連がありますので、最初に赤のインデックス1をご覧ください。

平成30年度から、国民健康保険は広域化されますが、このたび、埼玉県から、国民健康保険税条例の改正に当たり、必要となる本市の国民健康保険事業費納付金の平成30年度分本算定結果が示されました。

本算定結果によりますと、納付金額は、埼玉県全体では、仮算定結果より増加しました。

本市においても、納付金額は増加しましたが、平成28年度決算ベースと比較すると、1人当たりの納付金額は、近隣市及び県内市町村平均より下がっており、平成30年度の国民健康保険の財政運営に影響は生じないと考えますので、前回の会議でご承認いただいたとおり、仮算定結果に基づき、平成30年度の国民健康保険税条例については、「税率は据え置き、賦課限度額は引上げ」とさせていただきます。

1 国民健康保険事業費納付金をご覧ください。

本市の納付金額は、仮算定結果よりも約750万円増額となりました。

これは、仮算定の結果後に、国において算定方法の見直しがされたことによるものです。

見直しの内容は、平成30年度の被保険者数の推計に使用した平成27年度から平成28年度の伸び率が戦争末期の出生減・人口減の特殊事情によって、70歳以上の被保険者数が少なく推計され、その結果、診療費が低めに設定されていることから、70歳以上の被保険者数及び診療費の補正がされました。

その結果、本市を含めて、埼玉県全体の医療費総額は増え、その結果、納付金額が増えました。

埼玉県全体では、納付金額は、約6億円増えております。

納付金の総額として、750万円の増額となりましたが、平成30年度において、前年度繰越金などにより、予算の対応をしたいと考えております。

2 ページの2をご覧ください。

この資料は、平成28年度決算ベースと平成30年度分本算定結果の比較です。

一般被保険者分のみとなり、退職被保険者等分(会社などを退職して年金を受けられる65歳未満の人とその被扶養者のことを言います。65歳の誕生日の翌日からは一般被保険者に切り替わります。)は含まれていませんが、本市の納付金額としては約2億

9,500万円の減、1人当たりの納付金額としては、約4,800円の減となりました。

3は、近隣市及び県内市町村平均との比較です。

西部11市の中で、平成28年度決算ベースと比較した1人当たりの納付金額は、本市が最も下がっています。また、県内市町村平均よりも下がっています。

飯能市、東松山市、坂戸市を除く8市は、1人当たりの納付金額が増えてしまうことから、6年間に限っての激変緩和措置があるため、納付金額は下がっていますが、段階的に激変緩和措置がなくなってくるので、1人当たりの納付金額は上昇することになります。

それでは、青のインデックス3 国民健康保険税及び国民健康保険財政調整基金についてをご覧ください。

1 国民健康保険税条例については、これまでは、加入者に国民健康保険税を納めていただき、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金として支払っていましたが、平成30年度からの国民健康保険の広域化により、県に納める国民健康保険事業費納付金が、保険給付費や、後期高齢者支援金、介護納付金に充てることになることから、定義を改正するものです。

また、所得の高い方の年間の限度額であります国民健康保険税の賦課限度額について、4万円引き上げさせていただきます。

2の国民健康保険財政調整基金条例については、設置目的がこれまでの基金と変わることから、国民健康保険財政調整基金条例を制定し、これまでの基金条例を廃止させていただきます。

協議事項

(4) 平成30年度飯能市国民健康保険特別会計予算(案)について

協議事項(4)平成30年度飯能市国民健康保険特別会計予算(案)についてご説明いたします。

青のインデックス4をご覧ください。

私からは、予算(案)のうち、事業勘定分についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

こちらは、当初予算額の推移です。

表の一番左が年度で、下に行くほど前の年度になります。

一番上の行が、平成30年度となります。平成30年度の当初予算額は約85億円で、前年度との比較では約22億3,000万円の減額となり、増減率は△20.8%となります。

これは、国民健康保険の広域化により、これまでは、被保険者からの国民健康保険税や、国などからの交付金などを受けて、保険給付費や後期高齢者支援金、介護納付金を支払っていましたが、平成30年度からは、国などからの交付金などは、市ではなく、県が受けとり、また、被保険者から納めていただいた国民健康保険税は、県に国民健康保険事業費納付金として納付し、この納付金が保険給付費や後期高齢者支援金、介護納付金に充てることとなります。そして保険給付費については、市が県から保険給付費等交付金として交付を受けることとなります。

なお、差し引きして不足する分については、市が県に国民健康保険事業費納付金として納めることとなります。

こうしたことから、歳入と歳出で相殺するものがあるため、予算額としては小さくなります。

2ページをお願いいたします。こちらは、歳入の概要になります。

歳入は、1款から8款までありますが、主なものをご説明します。まず、ページの一番上をご覧ください。

1款の国民健康保険税です。

前年度と比べると、約2億2,600万円の減額となります。この減額の主な理由は、75歳になって国民健康保険から後期高齢者医療制度への移行などにより、被保険者が減少(△2,390人)していることによるものです。

次に3款の国庫支出金です。

当初予算額は、先ほどご説明しましたとおり、県が受け取ることとなります。したがって、科目設定のみの金額となります。

次に4款の県支出金です。

当初予算額は、約60億8,000万円です。前年度に比べて約55億5,000万円の増額となります。

主なものは、県補助金の普通交付金と特別交付金です。

普通交付金は、歳出の保険給付費の給付に要する費用が、県から交付されることとなります。また、特別交付金は、保険者努力支援交付金と特定健康診査等負担金です。

保険者努力支援交付金は、特定健康診査の受診率向上やジェネリック医薬品の利用促進などによる医療費の適正化や、保険税収納率の向上などに努力をした保険者にインセンティブとして補助金が交付されることとなりますが、その交付金です。

次に、6款の繰入金となります。これについては、別に図がありますので、恐れ入りますが、4ページをお願いいたします。

繰入金は大きく2つに分かれております。それが、4ページの一番上の「一般会計繰入金」と「基金繰入金」になります。

まず、一般会計繰入金とは、市民税などの市民全員に係る、市の一般的な事業の会計から、国民健康保険の会計に入れるお金のことです。

一般会計繰入金は、さらに2つに分かれまして、それが「法定繰入金」と、「法定外繰入金」になります。

法定繰入金とは、文字通り、法律で一般会計から国民健康保険会計に入れることが、義務付けられているもののことです。

その理由ですが、たとえば、一番左の「保険基盤安定繰入金」は、国民健康保険に低所得者が多いため、一定の基準に基づき、一般会計から国民健康保険会計に入れることが義務付けられているものです。

このように、法律で認められている法定繰入金が4つありますが、それでも足りないため、財源不足を補う分として入れているのが、法定外繰入金の「その他一般会計繰入金」というものがあります。

平成30年度のその他一般会計繰入金は、2億600万円を計上しております。前年度と同額となります。

それから、その右側にある「基金繰入金」の基金とは、別にとってある貯金のようなもののことです。これまでは、主に医療費の支払いに充てていましたが、基金の名称を財政調整基金として、国民健康保険事業費納付金の支払いに不足が生じた場合や、年度間の財政調整に充てるものとししました。1億円を計上いたしました。

そして、一番右の合計では、全体で、約6億6,500万円になっております。この額が、9款の繰入金の前算額になっています。

2ページにお戻りください。

療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金は、県が受け取るようになるため、廃止となります。

次に3ページをお願いいたします。

歳出の概要になります。

歳出も、1款から8款までありますが、主なものだけご説明します。

まず、2 款の保険給付費をお願いします。

当初予算額は、約 60 億 3,800 万円です。

前年度対比では、約 3 億 7,000 万円の減額となり、5.7%の減となります。

この理由は、1 人当たりの医療費は年々伸びているものの、加入者の減を見込み、保険給付費全体では前年度より少なめの金額で見込んだことによるものです。

次に、8 款の保健事業費です。

当初予算額は、約 1 億 3,400 万円です。

前年度比 2.1%の増となります。

特定健康診査や人間ドックなどの医療費適正化に係る事業費を計上しています。引き続き、積極的に取り組んでまいります。

後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金は県が支払うこととなりますので、廃止となります。

5 ページ、6 ページは、歳入歳出の構成を示したものです。

次に、7 ページをお願いいたします。

こちらは、歳入の国民健康保険税と、歳出の保険給付費だけを改めて掲載して、推移を載せたものです。

国民健康保険税は、加入者の減少により、減額となっている一方、保険給付費は加入者の減少はあるものの、1 人当たりの医療費が伸びていることから、国民健康保険税の減ほど下がっていません。

平成 30 年度からは、国保は広域化されますが、加入者の皆さんのご理解をいただきながら、国民健康保険税の適正課税や収納率向上、そして医療費の適正化のための特定健康診査などの事業に全力で取り組んでまいりますので、国民健康保険制度の安定的な運営のために、委員の皆様には引き続き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

事業勘定の説明は以上です

協議事項

(5) 飯能市国民健康保険赤字解消計画について

協議事項(5) 飯能市赤字解消計画について、ご説明いたします。

資料としては用意してございませんので、口頭で説明させていただきます。

前回の会議でご説明させていただきましたとおり、国からの通知により、解消すべき赤字のある市町村は、赤字の要因分析を行った上で、赤字解消計画書を作成し、収納率の向上、医療費の適正化、適正な保険税の設定等により、計画的、段階的に、できる限り赤字の解消・削減を図ることになります。

この計画は、平成30年度から平成35年度までの6年以内に赤字を削減・解消する計画となりますが、国及び県から通知が未だ来ていないため、通知があり次第、速やかに作成し、委員の皆様のご意見をいただきたいと考えています。

なお、計画書の提出は、本年3月末までに県に提出、4月末までに県から国に提出になる予定でございます。

説明は以上です。

協議事項

(6) 第2期国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)・第3期国民健康保険特定健康診査等実施計画(案)について

協議事項(6)第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)・第3期国民健康保険特定健康診査等実施計画(案)についてご説明いたします。また、報告事項等の(2)にあります飯能市健康のまちづくり計画の概要について、健康づくり支援課からご説明させていただきます。

それでは、本日お配りしました計画(案)のうち、概要版でご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

第1章 計画の基本的な考え方の(1)背景および目的ですが、

これまで本市では、生活習慣病の予防・早期発見、早期治療を行うために、特定健康診査等実施計画、第2期計画を策定し、特定健康診査等を実施してきました。

また、平成29年度からは、保健事業実施計画(データヘルス計画)を策定し、保健事業を進めてきました。

平成29年度末をもって、現在のそれぞれの計画の計画期間が終了することから、新たに平成30年度から平成35年度の6年間の計画を策定するものです。

第2章 国民健康保険加入者を取り巻く状況ですが、65歳以上の人口が年々増加しています。

2の加入者の状況ですが、国保加入者は、75歳になって後期高齢者医療制度に移る方が増えていることから、減少傾向になります。

3の医療費の状況については、加入者の減少により医療費は横ばいとなっていますが、1人当たりの医療費は増加しています。

4の第1期の保健事業実施計画(データヘルス計画)の振り返りですが、健康増進や生活習慣病の発症・予防に取り組むことで、健康寿命を延ばし、医療費の適正化を図ること、また、被保険者一人ひとりが自分自身の健康に関心を持ち、自分自身の健康は自分で守る力を養うことを目的に、保健事業に取り組んできました。

特定健康診査の結果からは、男女ともBMI、中性脂肪、HbA1cについては、全国音比較して低い方が多い傾向にあります。しかし、男性では、収縮期血圧、女性では、収縮期血圧・拡張期血圧が全国よりも高い状況となっています。

また、「循環器系の疾患」、「内分泌、栄養及び代謝疾患」、「尿路生殖器系の疾患」などの生活習慣病関連の医療費が高くなっている現状があり、引き続き予防事業に取り組んでいく必要があります。

3ページから5ページには課題と対策の方向性を記載しました。

①特定健康診査受診率向上事業、②特定保健指導実施率向上事業、③糖尿病性腎症

重症化予防事業、④生活習慣病対策事業、⑤医療費適正化事業の5つの事業について、それぞれ課題がありますので、その対策に取り組んでいきます。

6ページをご覧ください。

第3章 目的・目標の設定ですが、目的は、前期の計画と同様、被保険者の健康寿命の延伸としました。

5つの事業の目的と中長期目標、短期目標を掲げました。

8ページをご覧ください。

第5章 特定健康診査等の実施計画です。

特定健康診査と特定保健指導の課題等を記載しました。

特定健康診査は、受診率は伸びていますが、受診率を向上させるために、継続受診者の増加、受診率の低い40歳、50歳代の受診者の増加、通院中の方にも特定健康診査の必要性を伝えていくことが重要と考えます。

特定保健指導については、実施率が減少傾向にあります。特定保健指導を利用しなかった理由としては、自分で取り組むが最も多く、次いで通院している、仕事が忙しいとなっています。

特定保健指導の目的や内容を分かりやすく伝え、利用しやすい体制整備を図っていくことが重要と考えます。

目標値としては、特定健康診査、特定保健指導ともに、平成35年度の目標を国、県が掲げる60%としました。

9ページをご覧ください。

第6章 計画の推進ですが、

庁内の保健衛生部門、介護部門など関係部署はもとより、埼玉県、埼玉県国民健康保険団体連合会、埼玉県後期高齢者医療広域連合などと連携して取り組んでいきます。

また、飯能地区医師会、飯能地区歯科医師会、飯能地区薬剤師会などと連携し、国民健康保険運営協議会の助言等をお願いします。

なお、計画の作成に当たりましては、埼玉県国民健康保険団体連合会の指導により、修正をすることになりますことをご了承ください。

計画の概要については、以上です。

平成 29 年度 第 3 回飯能市国民健康保険運営協議会説明書

平成 30 年 2 月 7 日

(1) 平成 29 年度飯能市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) (案) (南高麗診療所勘及び名栗診療所勘定)

保険年金課医療政策室長の生井です。よろしく申し上げます。

続きまして、私からは、南高麗診療所勘定、名栗診療所勘定の補正予算につきまして、説明させていただきます。

引き続き青のインデックス 1 の 3 ページをご覧ください。こちらは南高麗診療所勘定になります。

初めに、上段の歳入です。3 款、繰入金につきましては、一般職人件費の増額に伴い、一般会計繰入金を増額するものです。

次に、下段の歳出です。1 款、総務費につきましては、給与改定に伴い一般職人件費を増額するものです。

以上によりまして、南高麗診療所勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 19 万 1 千円を追加し、総額をそれぞれ 8,827 万 3 千円とするものです。

続きまして、4 ページをご覧ください。こちらは名栗診療所勘定になります。

補正の理由につきましては南高麗診療所勘定と同様のものでありまして、歳入においては、一般会計繰入金を増額し、歳出においては一般職人件費を増額するものです。

以上によりまして、名栗診療所勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 19 万 2 千円を追加し、総額をそれぞれ 7,652 万 6 千円とするものです。

南高麗診療所勘定と名栗診療所勘定の説明は以上です。

平成 29 年度 第 3 回飯能市国民健康保険運営協議会説明書

平成 3 0 年 2 月 7 日

(4) 平成 30 年度飯能市国民健康保険特別会計予算(案)(南高麗診療所勘定及び名栗診療所勘定)

医療政策室長の生井です。よろしくお願ひいたします。

南高麗診療所及び名栗診療所の平成 30 年度予算案につきまして、説明させていただきます。

南高麗診療所勘定につきましては、インデックス 4 の 8 ページをご覧ください。

初めに、歳入です。太線で囲んであります平成 30 年度の部分をご覧ください。1 款、診療収入につきましては、5,488 万 2 千円を計上いたしました。内容につきましては、外来収入、健康診断や予防接種などの収入を見込んでおり、歳入全体における予算構成比は 69.0%になります。2 款、使用料及び手数料の 44 万 3 千円は、往診時の自動車使用料、診断書料等です。次に、3 款、繰入金は、診療所経営の赤字補てん分として、一般会計からの繰入金を 2,324 万 1 千円計上し、構成比は 29.2%になります。続きまして、4 款、繰越金は 100 万円を計上し、5 款、諸収入につきましては、労働保険料被保険者負担金などを計上しました。以上により、平成 30 年度の南高麗診療所勘定の歳入は、合計で 7,958 万円と見込んでおります。昨年度と比較いたしますと、834 万 2 千円、9.5%の減となっております。

続きまして、下段の歳出です。平成 30 年度の部分をご覧ください。1 款、総務費につきましては、職員の人件費及び施設管理に要する経費となっており、4,241 万 8 千円を計上し、歳出全体における予算構成比は 53.3%になります。内容といたしましては、南高麗診療所の正規職員の一般職人件費と、施設管理に必要な光熱水費、委託料などの施設管理事業となっております。次に、2 款、医業費は、非常勤医師等の報酬、医薬材料費、臨床検査等の委託料などであり、3,616 万 2 千円を計上し、構成比は 45.4%となっております。3 款、予備費につきましては、100 万円を計上しております。以上により、歳出の合計は、歳入と同額の 7,958 万円となっております。

南高麗診療所勘定については以上でございます。

次に、名栗診療所勘定につきまして、11 ページをご覧ください。

初めに、歳入です。平成 30 年度の部分をご覧ください。内容につきましては、南高麗診療所と同様の内容となっておりますので説明は省略させていただきます。1 款、診療収入につきましては、4,596 万 4 千円を計上し、歳入全体における予算構成比は 62.4%になります。次に、2 款、使用料及び手数料は 14 万 9 千円を計上しました。3 款、繰入金は、2,606 万 1 千円計上し、構成比は 35.4%になります。続きまして、4 款、繰越金は 100 万円を計上し、5 款、諸収入は、47 万 1 千円を計上しました。以上により、平成

30年度の名栗診療所勘定の歳入は、合計で7,364万5千円と見込んでおります。昨年度と比較いたしますと、258万6千円、3.4%の減となっております。

続きまして、下段の歳出です。歳出につきましても、南高麗診療所と同様の内容となっておりますので、説明は省略させていただきます。1款、総務費につきましては、3,785万4千円を計上し、歳出全体における予算構成比は51.4%になります。次に、2款、医業費は、3,479万1千円を計上し、構成比は47.2%となっております。3款、予備費につきましては、100万円を計上しております。以上により、歳出の合計は、歳入と同額の7,364万5千円となっております。

名栗診療所勘定については以上です。

9ページと10ページ、12ページと13ページにはそれぞれの診療所勘定の予算構成比をグラフで示しておりますので、参考にご覧ください。

説明は以上でございます。

別紙「飯能市健康のまちづくり計画」説明書

健康のまちづくり計画の推進については、日頃から地域の皆様が取り組まれており、昨年度実施した市民アンケート、今年度実施した健康づくり市民ワークショップ、また、先月実施した計画案に関するパブリックコメントを終え、現在、議会協議に向けた準備中でございます。

本日は、第2次飯能市健康のまちづくり計画(案)の概要について御報告いたします。

スライド2から4を御覧ください。

第2次飯能市健康のまちづくり計画は、基本理念を『人と地域 誰もがかがやく健康のまち はんのう』と定め、現行計画の評価を元に、基本目標を継承するとともに、引き続き、野菜摂取量の増加及びウオーキングの推進を図るとともに、課題となっている「健康づくりに関する世代間の取組の格差」の解消を図るべく、重点施策に働く世代と子育て世代の健康づくりを新たに位置付け取組の推進を図るものです。

なお、現行計画の評価についてはスライド7から12に添付いたしましたので、後ほど御参照ください。

続きましてスライド5を御覧ください。

本計画におけるライフステージ毎の分野別の指標となります。国の健康日本21、現行計画を基とし、分野別目標の食・栄養項目に食育部分を横付けし、早期の食育や働く世代と子育て世代への取組について計画的な推進を図ることといたしました。

現行計画により、市民や地域団体、関係機関等の皆様には既に主体的に健康づくりに取組を進めていただいておりますが、今回の市民アンケート結果では、働く世代と子育て世代については、健康に関心はあるものの、時間がない、子育てや介護により疲れているなど現状を把握しました。

スライド6を御覧ください。

本市としては、昨今注目されている企業による健康経営の推進により、この課題の解決を図ることが重要と考え、これまでの宣言に加え、新たに企業の健康経営のきっかけづくりとして「企業による健康づくり宣言」を推進していきます。

このことにより、働く世代と子育て世代の健康増進を図るものです。計画については、平成30年4月からとなります。計画の推進に向けては、引き続き皆様の御協力をお願いいたします。